

**保安規定に規定すべき事項の確認表**  
**【プルトニウム燃料技術開発センター】**  
**(使用変更に伴う保安規定の変更)**

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
プルトニウム燃料第二開発室において、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行う。	① 職務及び組織 当該作業は廃止措置技術開発課が実施する。廃止措置技術開発課は第Ⅰ編第4条(組織)(32)に記載がある。また、当該作業については、第Ⅰ編第5条(職務)(32)のうち核燃料物質付着物の処理技術開発に係る業務に該当する。	保安規定第Ⅰ編 第4条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第5条(変更なし)
	② 使用施設等の操作 当該作業において核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅲ編第2条(臨界管理)に基づき管理する。適切な臨界管理を行うため、臨界管理ユニット D033 に係る記載箇所を、第Ⅲ-1-(9)表から第Ⅲ-1-11(表)へ変更するとともに制限値を見直す。 また、当該作業の実施にあたっては、第Ⅲ編第4条(使用計画)に基づき、核燃料物質使用計画を立て、核燃料統括者の承認後に作業を行う。また、第Ⅰ編第28条(作業に伴う放射線管理)に基づき、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した作業計画を作成した上で、当該作業を行う。	保安規定第Ⅲ編第2条(変更なし) <b>第Ⅲ-1-(9)表(変更)</b> <b>第Ⅲ-1-(11)表(変更)</b> 保安規定第Ⅲ編 第4条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第28条(変更なし)
	③ 線量等の監視並びに汚染の除去	保安規定第Ⅰ編 第30条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第31条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第32条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第33条(変更なし)
	④ 排気・排水監視設備	保安規定第Ⅰ編 第38条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第21条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第22条(変更なし)
	⑤ 放射線測定器等	保安規定第Ⅰ編 第34条(変更なし)
	⑥ 核燃料物質の運搬・貯蔵等	保安規定第Ⅰ編 第35条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第36条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第7条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第8条(変更なし)
	⑦ 放射性廃棄物の廃棄	保安規定第Ⅲ編 第26条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第27条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第27条の2(変更なし)
	⑧ 非常時の措置	保安規定第Ⅰ編 第41条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第42条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第43条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第44条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第45条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第46条(変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
		保安規定第I編 第47条 (変更なし) 保安規定第I編 第47条の2 (変更なし) 保安規定第I編 第48条 (変更なし) 保安規定第I編 第49条 (変更なし)
	⑨ 事故に係る保全	保安規定第III編 第29条 (変更なし)
	⑩ 記録及び報告	保安規定第I編 第50条 (変更なし) 保安規定第I編 第51条 (変更なし) 保安規定第I編 第52条 (変更なし)
プルトニウム燃料第二開発室において、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する。	① 職務及び組織 当該作業は品質管理課で実施する。品質管理課は第4条(組織)(23)に記載がある。また、当該作業については、第5条(職務)(23)に関連した業務として行う。	保安規定第I編 第4条 (変更なし) 保安規定第I編 第5条 (変更なし)
	② 使用施設等の操作 当該作業において核燃料物質等の使用等を行う場合は、第III編第2条(臨界管理)に基づき管理する。適切な臨界管理を行うため、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載箇所を、第III-1-(10)表から第III-1-11(表)へ変更する。 また、当該作業の実施にあたっては、第I編第28条(作業に伴う放射線管理)に基づき、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した作業計画を作成した上で、当該作業を行う。	保安規定第III編第2条 (変更なし) <b>第III-1-(10)表 (変更)</b> <b>第III-1-(11)表 (変更)</b> 保安規定第I編 第28条 (変更なし)
	③ 線量等の監視並びに汚染の除去	保安規定第I編 第30条 (変更なし) 保安規定第I編 第31条 (変更なし) 保安規定第I編 第32条 (変更なし) 保安規定第I編 第33条 (変更なし)
	④ 排気・排水監視設備	保安規定第I編 第38条 (変更なし) 保安規定第III編 第21条 (変更なし) 保安規定第III編 第22条 (変更なし)
	⑤ 放射線測定器等	保安規定第I編 第34条 (変更なし)
	⑥ 核燃料物質の運搬・貯蔵等	保安規定第I編 第35条 (変更なし) 保安規定第I編 第36条 (変更なし) 保安規定第III編 第7条 (変更なし)
	⑦ 放射性廃棄物の廃棄	保安規定第III編 第26条 (変更なし) 保安規定第III編 第27条 (変更なし) 保安規定第III編 第27条の2 (変更なし)
	⑧ 非常時の措置	保安規定第I編 第41条 (変更なし) 保安規定第I編 第42条 (変更なし) 保安規定第I編 第43条 (変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
		保安規定第Ⅰ編 第44条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第45条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第46条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第47条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第47条の2(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第48条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第49条(変更なし)
	⑨ 事故に係る保全	保安規定第Ⅲ編 第29条(変更なし)
	⑩ 記録及び報告	保安規定第Ⅰ編 第50条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第51条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第52条(変更なし)
プルトニウム燃料第二開発室において、グローブボックス No. W-9 及び F-1 (一部) の解体・撤去が終了した。	① 使用施設等の操作 当該設備の解体・撤去が終了したため、臨界管理ユニット W009 に係る記載を第Ⅲ-1-(11)表から削除する。	第Ⅲ-1-(11)表(変更)
プルトニウム燃料第三開発室において、ペレット製造工程設備として受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を設置することに伴い、臨界管理ユニット UFP-20 に係る記載を第Ⅲ-1-(12)表に追加する。	① 職務及び組織 当該設備の設置はプルトニウム燃料施設整備室が実施する。プルトニウム燃料施設整備室は第Ⅰ編第4条(組織)(18)に記載がある。また、当該作業については、第Ⅰ編第5条(職務)(18)のうちプルトニウム燃料製造設備の新設に係る業務を行う。 当該設備の管理は試験第1課が実施する。試験第1課は第Ⅰ編第4条(組織)(25)に記載がある。また、当該作業については、第Ⅰ編第5条(職務)(25)のうちペレット製造工程に係る設備の管理に係る業務を行う。	保安規定第Ⅰ編 第4条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第5条(変更なし)
	② 使用前検査等(申請書 別紙 3. 施行期日にその旨記載) 当該設備の設置後、運用を開始する前に、第Ⅲ編第20条の2(使用前検査)に基づく使用前検査を実施後、原子炉等規制法第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認(以下、「使用前確認」という)を受ける(申請書 別紙 3. 施行期日にその旨記載)。	保安規定第Ⅲ編 第20条の2(変更なし)
	③ 使用施設等の操作 当該設備の使用等の時期は②以降である。 当該設備にて核燃料物質等の使用等を行う場合は、第Ⅲ編第2条(臨界管理)に基づき管理する。適切な臨界管理を行うため、臨界管理ユニット UFP-20 に係る記載を第Ⅲ-1-(12)表に追加する。また、当該作業の実施にあたっては、第Ⅲ編第4条(使用計画)に基づき、核燃料物質使用計画を立て、核燃料統括者の承認後に作業を行う。また、第Ⅰ編第28条(作業に伴う放射線管理)に基づき、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した作業計画を作成した上で、当該作業を行う。	保安規定第Ⅲ編第2条(変更なし) 第Ⅲ-1-(12)表(変更) 保安規定第Ⅲ編第4条(変更なし) 保安規定第Ⅲ編第28条(変更なし)
	④ 線量等の監視並びに汚染の除去	保安規定第Ⅰ編 第30条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第31条(変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第32条(変更なし)

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)	
		保安規定第Ⅰ編 第33条 (変更なし)	
	⑤ 排気・排水監視設備	保安規定第Ⅰ編 第38条 (変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第21条 (変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第22条 (変更なし)	
	⑥ 放射線測定器等	保安規定第Ⅰ編 第34条 (変更なし)	
	⑦ 核燃料物質の運搬・貯蔵等	保安規定第Ⅰ編 第35条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第36条 (変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第7条 (変更なし)	
	⑧ 放射性廃棄物の廃棄	保安規定第Ⅲ編 第26条 (変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第27条 (変更なし) 保安規定第Ⅲ編 第27条の2 (変更なし)	
	⑨ 非常時の措置	保安規定第Ⅰ編 第41条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第42条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第43条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第44条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第45条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第46条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第47条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第47条の2 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第48条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第49条 (変更なし)	
	⑩ 事故に係る保全	保安規定第Ⅲ編 第29条 (変更なし)	
	⑪ 記録及び報告	保安規定第Ⅰ編 第50条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第51条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第52条 (変更なし)	
	プルトニウム燃料第三開発室において、解体前廃棄物一時保管設備3の解体撤去が終了し、新設する粉末秤量・均一化混合設備の粉末調製室(1)への搬入が終了するため、第Ⅰ-2-(21)図を変更する。	① 職務及び組織 新設設備の設置はプルトニウム燃料施設整備室が実施する。プルトニウム燃料施設整備室は第Ⅰ編第4条(組織)(18)に記載がある。また、当該作業については、第Ⅰ編第5条(職務)(18)のうちプルトニウム燃料製造設備の新設に係る業務の一環として行う。	保安規定第Ⅰ編 第4条 (変更なし) 保安規定第Ⅰ編 第5条 (変更なし)
		② 施設図面の変更 管理区域は第20条第2項に記載の、第Ⅰ-2-図に掲げる区域である。 解体前廃棄物一時保管設備3が撤去された場所へ、新設する設備の搬入が終了するため、搬入のために設置した当該室の扉を壁に戻す。第Ⅰ-2-(21)図において、当該室の扉の記載を壁に変更する。なお、新設する設備が使用前確認を受けた後の施行とする(申請書 別紙 3. 施行期日にその旨記載)。	保安規定第Ⅰ編 第20条 (変更なし) <b>第Ⅰ-2-(21)図 (変更)</b>

<p>使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和3年6月9日申請)</p>	<p>確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)</p>	<p>保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)</p>
<p>第Ⅲ編第27条の2第7項から解体前廃棄物一時保管設備3を削除する。</p>	<p>① 放射性廃棄物の廃棄 解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したため、第Ⅲ編第27条の2(容器に封入した固体廃棄物の保管等)のうち、第7項における当該設備に係る記載を削除する。</p>	<p>保安規定第Ⅲ編第27条の2(変更)</p>